障害者職場定着支援奨励金(受給資格認定)チェックリスト

事業所名［　　］　対象者名　〔　　〕
職場支援員名　〔　　〕

↓以下の項目について、確認・添付がされた項目の左側の□にチェックを入れてください。

<配置の時期及び申請期間内に提出されていることの確認>　　認定申請日　平成

チェック	確認事項		※
□	・雇入日　平成　年　月　日 ・配置日　平成　年　月　日	・雇入れ日と配置日の間隔が6か月以内であるか ・認定申請日が、雇入れ日、配置日のいずれか遅い日から3か月以内か	

<所要の事項の記載、事業主印の押印、本人の自署による署名及び押印の漏れがないことの確認>

チェック	書類名	確認事項等	※
□	①障害者職場定着支援奨励金受給資格認定(変更)申請書・認定通知書(様式第1号・第2号、第1号―2)	・記載事項及び事業主証明等の漏れがないこと ・対象者労働者本人の自署による署名又は押印に漏れがないこと	
□	②支援員名簿(様式第3号)		

＜所要の添付書類が添付されていることの確認＞

チェック	書類名		確認事項等	※
□	③ 対象労働者の雇用契約書(写)又は雇入れ通知書		□65歳以上に達するまで継続して雇用され、かつ、雇用期間が2年以上であることが確実であるか (欄外参照)	
□	④ 雇入日現在、対象労働者であることを証明する書類(写)		【障害者の場合】 □身体障害者手帳　□療育手帳(知的障害者の場合) □精神障害者保健福祉手帳　□その他(　　) 【発達障害、難治性疾患患者、高次脳機能障害の場合】 □医師の診断書であって発達障害であることの確認できるもの □都道府県知事が交付する医療受給者証 □難治性疾患の病名が確認できる医師の診断書 □高次脳機能障害であることが確認できる医師の診断書	
□	⑤職場支援員がいずれかに該当する資格を有することを証明する資格取得の証明書又は経験を有することがわかる職場支援員にかかるの職務経歴書		精神保健福祉士、社会福祉士、作業療法士、臨床心理士、産業カウンセラー、看護師、保健師又は障害者職業カウンセラーの試験に合格かつ指定の講習の受講を終了したことを証明する書類 特例子会社又は重度障害者多数雇用事業所での障害者の指導・相談に関する実務経験が2年以上あることが判断できる職務経歴書 障害者の就労支援機関において障害者の就業に関する相談の実務経験が2年以上あることが判断できる職務経歴書 障害者職業生活相談員の資格認定講習を受講した(又は現に障害者職業相談員として届け出られた)者であって当該受講修了(又は届出日)以後に障害のある労働者の職業生活に関する相談、指導、援助に関する実務経験が3年以上あることが判断できる職務経歴書 職場適応援助者養成研修を修了したことを証明する書類 企業内に配置する産業医以外の医師であることを証明する書類	
□	⑥支援員の配置に係る契約の種類に応じた書類	雇用契約	□職場支援員が該当資格を有することを証明する資格取得の証明書、研修の修了証明書又は経験を有することがわかる職務経歴書 □職場支援員の週所定労働時間のわかる書類等 □対象労働者及び職場支援員の業務内容、所属を明らかにする組織図、辞令(写)等	・職場支援員の週所定労働時間が対象労働者の週所定労働時間以上となっているか ・対象労働者の勤務している事業所と同一の事業所において勤務し、原則として常時見守りつつ、必要に応じて対象労働者との面談や就業上の支援ができるか ・職場支援員が対象労働者の業務の遂行に関する援助及び指導の業務を実施できることが確認できるか	
		業務委託	□業務委託先の法人等の業務内容がわかるパンフレット等の書類等 □業務委託の期間及び業務委託の額が明示されている業務委託契約書等 □職場支援員が該当資格等又は経験を有することがわかる職務経歴書	・対象労働者ごとの業務委託契約であるか ・業務委託先の法人等が障害者の就労・定着支援に係る業務を行うことが確認できるか ・支援内容に対象労働者又は支援対象事業主からの電話相談、事業所訪問等による相談体制があるか ・業務委託の開始日が、対象労働者の雇入れ日から起算して6か月以内であるか	
		委嘱	□職場支援員が委嘱により支援を行うこと及びその期間と委嘱契約書等 □職場支援員が行った最初の支援の日付がわかる書類 □職場支援員が該当資格を有することを証明する資格取得の証明書、研修の修了証明書又は経験を有することがわかる職務経歴書	・契約は対象労働者の支援のみを対象とし、対象労働者に対する面談又は事業主に対する指導援助を行うものであり、事業所訪問による内容となっているか ・委嘱にかかる費用を事業主が負担しているか ・職場支援員が行った最初の支援の日が雇入れ日から起算して6か月以内であるか	
□	⑦ 職業紹介証明書		※ 有料・無料職業紹介事業者の紹介により雇い入れた場合	

＊ このチェックリストも、他の書類と併せて提出ください。
＊ 対象労働者について、企業在籍型職場適応援助促進助成金の支給対象となっている場合、
　企業在籍型支援計画書(写)もご提示ください。
＊ 職務経歴書作成例もご参照ください。
＊ 審査の過程で、記載されている書類以外の確認書類を提出いただく場合があります。
＊ 対象労働者が、有期契約の場合、本人が希望すれば更新(自動更新)され、かつ、雇用契約書又は雇い入れ通知書にもその旨が、記載されている場合のみ支給対象となります。条件付き更新、更新する場合がある等では支給対象となりません。